

日本手話実践力育成プログラムのご案内

基礎から実践へ、その先へ。

教育プログラムの概要

ベーシックコース

アドバンスコース

講義

日本手話講座Ⅰ「言語としての日本手話ⅠA・ⅠB」65時間
日本手話講座Ⅱ「言語としての日本手話ⅡA・ⅡB」65時間

手話通訳講座Ⅰ「日本手話と日本語の違いを学ぶⅠ」40時間
手話通訳講座Ⅱ「日本手話と日本語の違いを学ぶⅡ」40時間
手話通訳講座Ⅲ「日本手話と日本語の違いを学ぶⅢ」40時間

定員

30名

10名

受講料

130,000 円 (65,000 円 × 2科目)

120,000 円 (40,000 円 × 3科目)

オンライン受講に関わる機材、通信料、また教科書等の費用は受講者のご負担となります。

教育訓練 給付制度

本プログラムは、両コースとも厚生労働省が定める教育訓練給付制度「専門実践教育訓練」の指定講座として認定されています。教育訓練給付制度とは、一定の受給要件を満たす方が、厚生労働大臣の指定を受けた教育訓練を受講・修了した場合に、その費用の一部が教育訓練給付金として支給される制度です。詳細は厚生労働省のホームページをご参照ください。
教育訓練給付金の受給要件や支給申請手続きについては、お住いの地域を管轄するハローワークにお問い合わせください(本学ではお答えできません)。

受講資格 以下の条件をすべて満たしている者としします。

- ☒ 高等学校卒業または群馬大学共同教育学部において「高等学校を卒業した者と同等以上の学力がある」と認められ、18歳に達した者
- ☒ アドバンスコースについては、ベーシックコース修了相当の手話スキルを有している者
※「ベーシックコース修了相当の手話スキル」の詳細は、プログラムの到達目標をご覧ください。
- ☒ 群馬大学共同教育学部が行う本プログラムの選抜試験に合格した者



履修証明制度とは

履修証明制度は、学校教育法の規定に基づき、大学の特別の課程として、社会人等を対象に大学の教育研究資源を活用し、学習の機会を提供するもので、人材養成の目的に応じて必要な講習又は授業科目を体系的に編成した教育プログラムです。

本プログラムは、「群馬大学における特別の課程に関する規則」第1条2の定める「群馬大学が編成する特別の課程として履修証明を行うプログラム」として認定されています。修了者には法に基づく履修証明書及びオープンバッジ（デジタル証明書）が交付されます。

教育プログラムの特徴

ろう児・者が、手話を母語 / 第一言語として獲得し、手話で教育を受け、手話であらゆる社会的サービスにアクセスできるようにするには、高度な手話コミュニケーション力を持った支援人材が欠かせません。

本プログラムでは、厚生労働省手話奉仕員・手話通訳者養成カリキュラムの基準を満たした授業を、平日夜間にリアルタイム双方向のオンライン形態で開講することで、社会人の方々が、手話及び手話通訳のスキルの習得を目指せるようにします。

2年半だけで

厚生労働省手話奉仕員・手話通訳者養成カリキュラムの基準を満たした講座を、各地方自治体で開催している養成講座では最低でも4～5年かかるところを、2年半で全課程修了できます。

資格取得へ

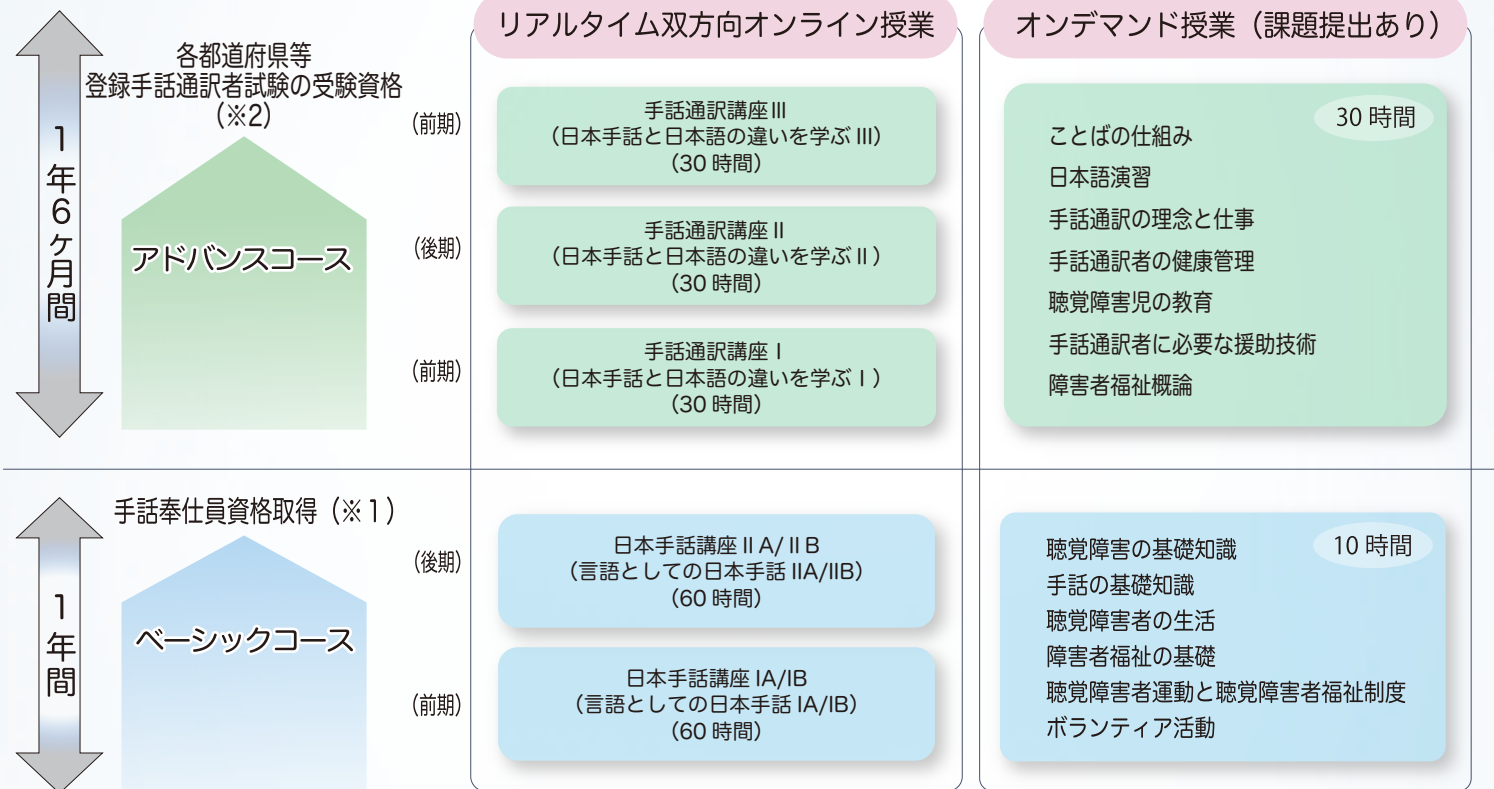
各市町村の手話奉仕員または各都道府県の登録手話通訳者、手話通訳士といった資格取得への道が拓けます。

仕事も勉強も

全プログラムを平日夜間にオンラインで開講しますので、お仕事を辞めずに学ぶことができます。

着実なスキルアップへ

第二言語習得理論・外国語教授法・通訳理論に基づいて開発された学習方法・指導により、手話・手話通訳スキルをしっかりと身につけて、着実なキャリアアップやスキルアップにつなげることができます。



※1 手話奉仕員の資格取得が可能となります。資格の取得にあたっては、市町村における認定手続きが必要です。なお、手話奉仕員資格を制度上運用していない自治体であっても、一般的には、都道府県および政令指定都市等が実施する手話通訳者養成講座の受講資格が付与されます。詳細につきましては、お住まいの地域の自治体にお問い合わせください。

※2 各都道府県および政令指定都市等が実施する手話通訳者認定試験の受験資格を取得することができます。詳細につきましては、お住まいの地域の自治体へお問い合わせください。また、手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）に合格し、所定の手続きを行うことにより、厚生労働大臣認定資格「手話通訳士」を取得することができます。

プログラムの到達目標

群馬大学の日本手話・手話通訳教育の詳細はこちら→



群馬大学の日本手話実践力育成プログラムは、ヨーロッパ言語共通参照枠 (Common European Framework of Reference for Languages) の行動中心の考え方に基づいた授業を展開する中で、ろう児・者の教育および支援の場で通用する水準の日本手話運用力を習得し、それを土台として手話通訳の基礎的なスキルを身につけることを目標としています。また、ろう者の生活や価値観、社会的背景への理解を深め、相互理解に基づくコミュニケーションや通訳を実践できる態度の形成を目指しています。

ベーシックコース

- CEFR A2 以上 -B1 レベルの日本手話運用力
- 日本手話の基本文法について文法用語で理解し使用
- 語彙を 1,500 語以上理解・産出
- ろう者の生活や社会に関わる基礎知識を持ち、日本手話のコミュニケーションに活かす

アドバンスコース

- CEFR B2 レベル以上の日本手話運用力
- 語彙を 3,500 語以上理解・産出
- 日本手話と日本語の意味的等価性を保持した正確な通訳力
- 通訳者としての職業倫理に則った効果的な判断と行動
- 手話通訳者の理念と仕事、健康管理に関わる知識

教育の特色

現場実践・手話通訳学習を可能にする 確かな日本手話力

私たちが指導において目指しているのは、現場での実用的な実践、そして手話通訳の資格取得を可能にする日本手話力を身につけられるようにすることです。そのため、日本手話習得を語学教育として捉え、第二言語習得理論・外国語教育・通訳教育の「最前線」を積極的に取り入れた指導を行っています。

CEFR準拠の日本手話教育

CEFR日本手話版 (CEFR-JSL) の開発に取り組み、到達目標に応じた多様な言語活動を設定するとともに、その遂行に必要な音韻・語彙・文法を身につけられる体系的なカリキュラムや授業、教材を設計しています。

コミュニケーションと文法の双方重視のアプローチ

実用的な言語運用力を高めるため、実際の場面に即した課題に取り組む「タスク中心指導法 (TLBT)」、ろうに関わる社会的課題を学びながら言語力を養う「内容言語統合型学習 (CLIL)」、そして既習言語を資源として活用する「トランスランゲージング」による教育的アプローチを導入しています。さらに、言語活動の中で必要に応じて言語形式に注意を向けさせる「フォーカス・オン・フォーム」により、自然で精度の高い言語運用を可能にします。

日本手話教育と手話通訳教育を切り離さない指導

二つの言語の往復作業を通じて文構造の差異や意味のずれを理解し、高度な日本手話力と通訳技能を一体的に高めます。さらに同時通訳演習を通して「瞬発力」を養います。また、現場での判断力を養う「デマンド・コントロール・スキーマ (DC-S)」を導入しています。段階的な訓練により高度な情報処理能力を鍛え、現場の状況やニーズを踏まえた判断ができる実践力を育成します。



中野聡子 准教授



下島恭子 研究員

第二言語として学ぶ日本手話

日本手話は、日本語とは異なる独自の構造をもつ自然言語であり、日本語話者にとっては第二言語です。日常的に日本手話環境に身を置くことが難しい場合は、語学として体系的に学ぶことが重要になります。成人学習者は、これまでに培った言語知識と社会的経験を活かせるという強みがあります。本プログラムでは、その特性を踏まえた授業設計を行っています。

日本手話・手話通訳教育を担う教師の専門性

日本手話や手話通訳ができることと、それを教育として指導できることは、異なる専門性です。群馬大学では、言語運用力と学習設計力を備えた教師が指導にあたっています。また、教師は、学習者一人ひとりの背景や目的、学習上の悩みに目を向け、学びの過程に寄り添いながら伴走する姿勢を重視しています。そのような指導のもとで、学習者は日本手話の言語運用力を着実に高めるとともに、通訳実践に必要な判断力・処理力・表現力を身につけていきます。

オンライン学習でも質を落とさない教育

群馬大学では、新型コロナウイルス感染症拡大期の経験を契機に、オンライン環境に適した日本手話・手話通訳教育の方法を確立してきました。オンライン授業ツールの特性を踏まえた授業設計を行うとともに、高品質な動画教材を作成しています。また、動画視聴や課題提出、相互視聴・コメント、小テストなどを組み込んだ日本手話・手話通訳教育専用の学習管理システムを独自に運用しています。これにより、授業外でも繰り返し学習と振り返りができる仕組みを整え、対面授業と同等の実技学習を実現しています。

「山本さんが、お喜びになりますよ」

話者の判断は、「低」「中」「高」のどれになるだろう？

高	/PT3 喜ぶ 決まり/	/PT3 喜ぶ はず/
中	/PT3 喜ぶ だろう/	/PT3 喜ぶ 思う/
低	/PT3 喜ぶ かも/	

判断の蓋然性によってモダリティ表現を使い分ける



と話す場合を想定してみてください

オリジナルの文法動画教材

受講生の声

ベーシックコース

先日、職場のろう学校で、ろう者の同僚から「この1年でずいぶん手話表現が変わったね。日本手話を勉強しているのがわかるよ。とてもいいよ」と声をかけていただきました。先生方から直接丁寧にご指導いただけるうえ、これほどまでに洗練されたカリキュラムが用意されており、それを仕事と両立しながら続けられることを、本当にありがたく感じています。私にとっては、唯一無二の学びの機会です。（G.Mさん）

このコースを通して、日本手話の言語運用力が飛躍的に高まりました。これまで「なんとなく」で捉えていた部分についても、理論に基づいて要素を分解しながら考えられるようになり、手話の読み取りが以前よりもスムーズになったと感じています。質の高いコンテンツや授業運営に加え、毎回の質問や意見に丁寧に対応してくださる先生方の姿勢に、深く感銘を受けました。（Y.Eさん）

手話通訳士試験に合格することができました！大変うれしく思っています。この1年間、日本手話の文法について丁寧に学び直せたことが、合格につながったと感じています。これまでいただいたご指導を励みに、今後も学びを深めていきたいと思っています。（M.Aさん）

アドバンスコース

アドバンスコースを修了したその年に手話通訳者全国統一試験に合格することができました！群馬大学の日本手話実践力育成プログラムで日本手話の文法を学び、手話通訳の訓練を受けたことが、統一試験の実技における高得点につながったのではないかと感じています。（M.Nさん）

これまでも手話や手話通訳について学んできましたが、日本手話について体系的に学ぶ機会はありませんでした。「なぜ自分の手話は日本語対応手話になってしまうのか」「なぜ通訳で読み取れない手話が多くあるのか」といった根本的な課題に気づきながらも、どこかで向き合うことを避けてきたように思います。群馬大学での授業では、そうした問題に真正面から向き合うことになりました。心から、「群大方式」は最高だとお伝えしたいです。（S.Yさん）

先生方はまさに教育のプロフェッショナルで、最短距離で学べる方法を丁寧に示していただき、精神面でもあたたかく支えてくださいました。このプログラムを通して出会えた仲間とは、これからもつながっていけるような関係を築くことができましたし、私にとってこの2年半は、人生を豊かにする多くの出会いと学びに満ちた時間でした。（U.Eさん）

手話通訳に関する資格

手話通訳に関わる資格には、「手話奉仕員」「手話通訳者」「手話通訳士」の三つがあります。これらの資格は、いずれも業務独占資格（当該資格を有していなければ職務に従事できない資格）ではありませんが、資格を取得することにより、手話通訳に関する技能を一定水準有していることを示す指標となります。

手話奉仕員

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業（意思疎通支援事業）の担い手として、各市町村において、厚生労働省が定めた手話奉仕員養成講座を修了した者に付与される資格です。ただし、すべての自治体で資格として運用されているわけではなく、手話通訳者養成講座の受験資格を付与する修了証のみを発行している自治体も少なくありません。

手話通訳者

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業（意思疎通支援事業）の担い手として、各都道府県及び政令指定都市等において、厚生労働省が定めた手話通訳者養成講座を修了し、認定試験に合格した者に付与される資格です。認定試験は自治体により異なり、手話通訳者全国統一試験や手話通訳技能認定試験の合格を基準とするほか、独自の試験を実施している自治体もあります。

手話通訳士

手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）に合格し、登録を行った者に付与される厚生労働大臣認定資格です。本資格は、すでに十分な手話通訳技能を有する者を試験によって認定するものであるため、養成カリキュラムに関する定めはなく、20歳以上であれば受験することができます。実際には、手話通訳者の資格取得後に、さらなる技術向上を目指して手話通訳士試験に挑戦する方も少なくありません。裁判や政見放送の手話通訳を行うには、手話通訳士の資格が必要です。

群馬大学共同教育学部入学試験係（リカレント教育担当）

〒371-8510 群馬県前橋市荒牧町4丁目2番地（荒牧キャンパス）

T E L : 027-220-7221, 7396

F A X : 027-220-7240

メー ル : recurrent@ml.gunma-u.ac.jp

受付時間：平日（月～金）9：00～17：00（土・日・祝日を除く）

リカレント教育センター

手話言語教育部門の

SNSはこちらからご覧下さい。



Instagram



YouTube



X(旧Twitter)